

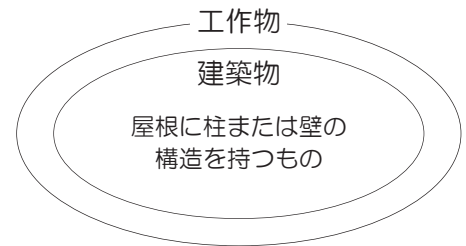
■参考資料

(1) 届出対象行為の用語説明	・ ・ ・ ・ ・ 74
(2) 景観重要建造物候補一覧	・ ・ ・ ・ ・ 76
(3) 景観重要樹木候補一覧	・ ・ ・ ・ ・ 78
(4) 色彩について	・ ・ ・ ・ ・ 81
(5) 色温度、演出色、グレアについて	・ ・ ・ ・ ・ 82
(6) 用語解説	・ ・ ・ ・ ・ 83
(7) 計画策定の経緯等	・ ・ ・ ・ ・ 86

(1) 届出対象行為の用語説明

建築物・工作物の定義

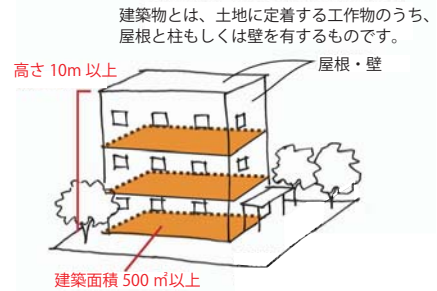
工作物とは、一般的に土地に定着する人工物のすべてを指す。そのうち、屋根+壁、屋根+柱であるものが“建築物”となる。



①建築物の建築 《建築物とは》

土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの。これに付属する観覧のための工作物、地下、高架の工作物内に設ける事務所、店舗などを含む。建築設備も建築物に含まれる。

※建築設備とは、建築物に設ける電気、ガス、給水、排水、換気、暖房、冷房、消火、排煙、汚物処理設備、煙突、昇降機、避雷針など。



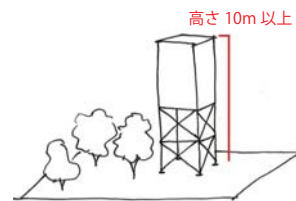
②工作物の建設 《工作物とは》

塀・橋などのように土地に定着して設置された人工物。

※建築物に設けられるものは建築設備に該当し、建築物に含まれる。広告塔や広告板は屋外広告物に含まれる。

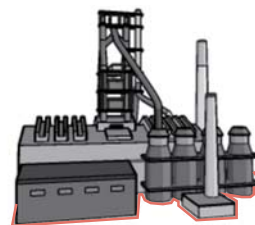
■塔状工作物類・遊戯施設類

高架水槽、サイロ、物見塔、煙突、鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱、装飾塔、記念塔、コースター観覧車などの遊戯施設



■製造施設、貯蔵施設、処理施設、自動車車庫等

コンクリートプラント、アスファルトプラント及びクラッシャープラント、石油・ガスなどを貯蔵する工作物、汚物処理場、ごみ焼却場、その他処理施設の用途の工作物、建築物に該当しない機械式駐車装置

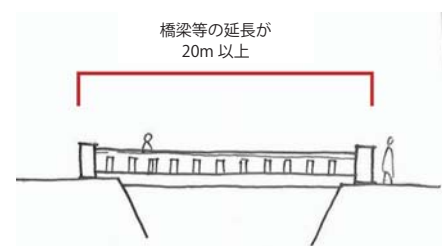


■垣・柵・塀・擁壁等

垣や柵、塀、擁壁など。(建築物に付属するものについても独立した工作物とみなす)

■橋梁等

橋、跨線橋(鉄道をまたぐ橋、歩道橋類) そのほかこれに類するものなど。



■その他の工作物

柳川市では、公共の場所から、誰もが容易に見ることのできる場所にある自動販売機、ごみ集積場、汲水場、水門、樋管、農水設備などの水利施設も工作物とする。

③開発行為

建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で、土地の区画形質の変更を行うことなど。

※特定工作物とは・・・コンクリートプラントその他周辺の地域の環境の悪化をもたらす恐れがある工作物

※区画形質の変更とは・・・道路や水路などの公共施設の新設又は廃止を伴う敷地の増減、統合、分割など（区画の変更）

- ・盛土または切土の造成行為による変更（形の変更）
（1,000 m²未満、高さの差が 50 cm未満のものは除く）
- ・農地など宅地以外の土地から宅地への変更（質の変更）

④土地の開墾及びその他の土地の形状の変更

一般的に、土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更。

柳川市では、土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採は、想定されないため、主に、③の開発行為に該当しない土地の形質の変更を想定している。

例) 駐車場営業のための建築物の建築を伴わない土地の形質の変更

⑤屋外での物件の堆積

例) 屋外における土砂、廃棄物、再生資源その他物件の堆積

⑥特定照明

回転灯や点滅灯、サーチライトのように大容量光源のものや可動式のもので周囲に光害を及ぼす影響のあるものなど。

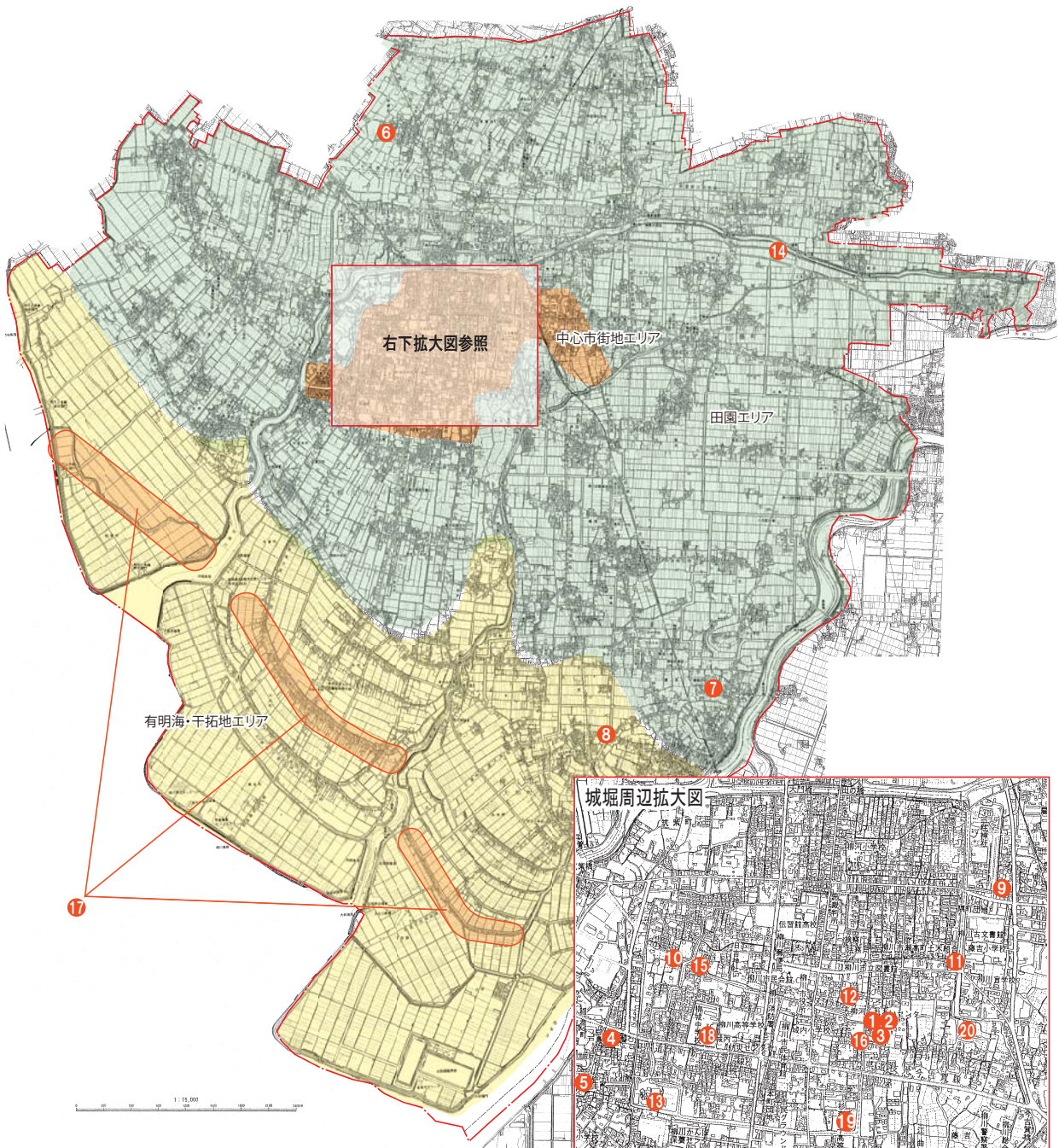
(2) 景観重要建造物候補一覧

景観重要建造物は59ページの考え方・方針に基づいて指定していきます。ここでは、その指定方針の項目から現段階で考えられる候補を参考資料として掲載します。

		①地域の自然・歴史・文化等からみて良好な景観形成に重要なもの	②道路その他の公共空間から誰もが容易にみることができる構造物	③所有者または管理者が維持管理を行うことができる	柳川百選	伝統美観保存条例	アンケート	おすすめめの風景	矢部川流域景テーマ協定観計画
		A 地域の自然、歴史、文化の特性を表している B 地域のシンボルとなっている C 優れたデザインや高度な技術が使われている D 地域の伝統的な様式を継承している E 観光名所となっている F 市民に親しまれ、愛されている							
国文化財の建造物（国宝、重要文化財、史跡名勝天然記念物又は仮指定のものを除く）									
1	鶴味噌並倉北棟	A,B,E	○	○	○		○	○	○
2	鶴味噌並倉中棟	A,B,E	○	○	○		○	○	○
3	鶴味噌並倉南棟	A,B,E	○	○	○		○	○	○
県文化財の構造物									
4	旧戸島家住宅（庭園は国名勝のため指定不可）	A,B,D,E	○	○	○		○		○
5	北原白秋生家	A,B,E	○	○	○		○	○	○
市文化財の構造物（景観形成のために重要だと思われるものを抜粋）									
6	三島神社石造鳥居	A,B	○	○	○		○	○	
7	鷹尾神社石鳥居	A,B	○	○	○		○	○	
8	江越八幡海岸灯台	A,B	○		○			○	
9	三柱神社欄干橋（擬宝珠が指定）	A,B,E	○	○			○		○
伝統美観条例で保存家屋や保存記念物となっている建造物（現存しているもの・文学碑汲水場等は除く）									
10	十時邸	A,B	○	○	○	○	○		○
11	新町水門	A,B,E	○	○	○	○	○	○	
12	渡辺家住宅	A,B	○	○	○		○		
上記以外の建造物（柳川百選などから、景観形成のために重要だと思われるものを抜粋）									
13	殿の倉（御花内売店）	A,B,E	○	○	○		○	○	○
14	二ツ川水門	A,B	○	○	○			○	
15	弥兵衛門橋	A,B,C,E,F	○	○	○		○	○	○
16	壇平橋	A,B,E	○	○					
17	各旧堤防（歴史的干拓遺構）	A,B,C	○	○	○			○	○
18	柳川城跡（城壁）	A,B,F	○	○	○		○	○	
19	米多比隅	A,B,F	○	○	○		○	○	
20	柳川城外曲輪土居（土居）	A,B	○	○	○				

■景観重要建造物候補位置図

- | | | |
|-------------------------|-------------------|-----------------|
| ① 鶴味噌並倉北棟 | ⑨ 三柱神社欄干橋（擬宝珠が指定） | ⑰ 各旧堤防（歴史的干拓遺構） |
| ② 鶴味噌並倉中棟 | ⑩ 十時邸 | ⑱ 柳川城跡（城壁） |
| ③ 鶴味噌並倉南棟 | ⑪ 新町水門 | ⑲ 米多比隅 |
| ④ 旧戸島家住宅（庭園は国名勝のため指定不可） | ⑫ 渡辺家住宅 | ⑳ 柳川城外曲輪土居（土居） |
| ⑤ 北原白秋生家 | ⑬ 殿の倉（御花内売店） | |
| ⑥ 三島神社石造鳥居 | ⑭ 二ツ川水門 | |
| ⑦ 鷹尾神社石鳥居 | ⑮ 弥兵衛門橋 | |
| ⑧ 江越八幡海岸灯台 | ⑯ 壇平橋 | |



(3) 景観重要樹木候補一覧

景観重要樹木は60ページの考え方・方針に基づいて指定していきます。ここでは、その指定方針の項目から現段階で考えられる候補を参考資料として掲載します。

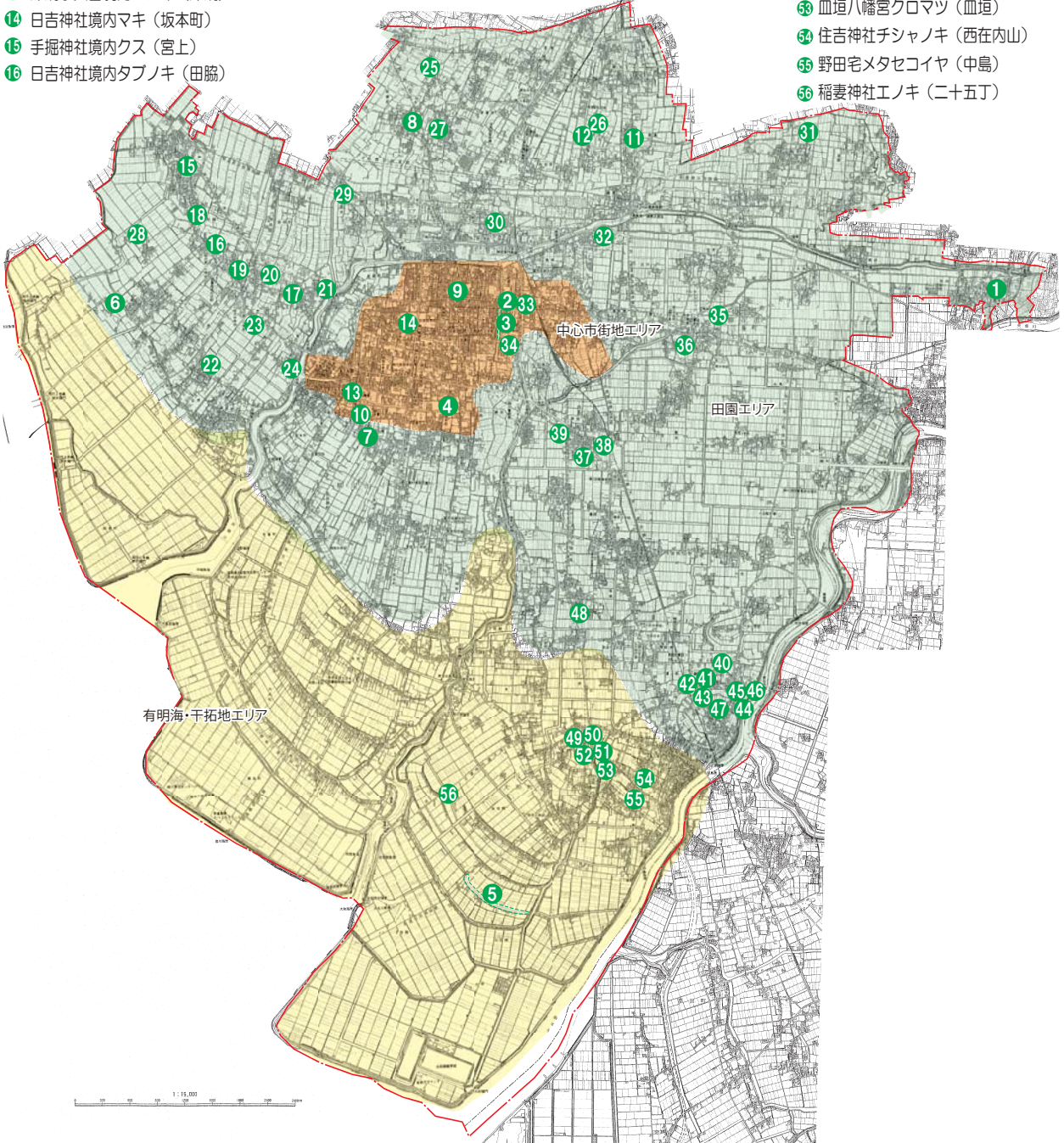
		①地域の自然・歴史・文化等からみて良好な景観形成に重要なもの	②道路その他の公共空間から誰みもが容易にみることができうる構造物	③所有者または管理者が維持管理を行うことができる	柳川百選	伝統美観保存条例	アンケート	おすすめの風景	矢部川流域景テーマ協定観計画	柳川の名木・古木
		A 地域の自然、歴史、文化の特性を表しているもの B 地域のシンボルとなっているもの C 樹齢、樹容等からみて景観上優れているもの D 市民に親しまれ、愛されているもの								
県文化財の樹木										
1	中山の大フジ	A,B,C,D	○	○	○		○	○		
伝統美観保存条例の保存樹木										
2	鋤先堤防の柳	B,D	○	○	○	○	○			
3	国道橋横楠	B,C	○			○				
柳川百選から、景観形成のために重要だと思われるものを抜粋										
4	米多比隅	A,B,C	○	○	○					
5	弁天の桜並木	B,D	○	○	○		○	○		
6	梅の木街道	B,D	○	○	○		○	○		
柳川の名木・古木（柳川の名木、古木は、地元の推薦により指定されたもの）										
7	玉垂宮神社境内クス（上宮永町）	C,D	○	○						○
8	三島神社境内クス（西蒲池）	C,D	○	○						○
9	柳河小学校運動場クス（上町）	C,D	○	○			○	○		○
10	八幡神社境内クス（吉富町）	C,D	○	○						○
11	玉垂神社境内クス（中牟田）	C,D	○	○						○
12	観音堂敷地モチ（立石）	C,D	○	○						○
13	沖端水天宮境内エノキ（沖端）	C,D	○	○			○	○		○
14	日吉神社境内マキ（坂本町）	C,D	○	○			○			○
15	手掘神社境内クス（宮上）	C,D	○	○			○	○		○
16	日吉神社境内タブノキ（田脇）	C,D	○	○			○			○
17	日吉神社境内クス（浜武）	C,D	○	○						○
18	手掘神社境内エノキ（南間）	C,D	○	○			○	○		○
19	天満神社境内クス（久々原）	C,D	○	○						○
20	天満神社境内モチ（長藤）	C,D	○	○						○
21	若宮神社境内クス（諸藤）	C,D	○	○				○		○
22	風浪神社境内クス（七ツ家）	C,D	○	○						○
23	日吉神社境内エノキ（吉原）	C,D	○	○			○	○		○
24	若宮八幡神社境内クス（中野）	C,D	○	○				○		○
25	日子山神社境内クス（古賀）	C,D	○	○			○	○		○
26	天満神社境内マツ（中村）	C,D	○	○						○
27	三島神社境内クス（立石）	C,D	○	○						○
28	龍神社境内マツ（野村）	C,D	○	○						○

		①地域の自然・歴史・文化等からみて良好な景観形成に重要なもの	②道路その他の公共空間から誰もが容易にみることが出来る構造物	③所有者または管理者が維持管理を行うことができる	柳川百選	伝統美観保存条例	アンケート	おまつめの風景	矢部川流域景観アー協定観計画	柳川の名木・古木
		A 地域の自然、歴史、文化の特性を表しているもの								
		B 地域のシンボルとなっているもの								
		C 樹齢、樹容等からみて景観上優れているもの								
		D 市民に親しまれ、愛されているもの								
アンケートで市民より推薦されたもの(旧三橋町)										
29	三嶋神社境内クス(枝光)	C,D	○	○				○		
30	天満神社境内クス(南矢加部)	C,D	○	○				○		
31	天満神社境内クス(起田)	C,D	○	○				○		
32	五社神社境内クス,サクラ(散田)	C,D	○	○				○		
33	三柱神社の鎮守の森(高畑)	C,D	○	○				○		
34	二ツ川沿いのサクラ並木(藤吉)	C,D	○	○				○		
35	天満宮境内クス(下久末)	C,D	○	○				○		
36	島田天満宮境内クス(白鳥)	C,D	○	○				○		
大和町史で取り上げられている樹木(旧大和町)										
37	208号沿いクス(徳益)	C	○	○						
38	玉垂神社クス(徳益)	C	○	○						
39	大坪建設前クス(南徳益)	C	○	○						
40	鷹尾神社前クス(鷹尾)	C	○	○						
41	鷹尾神社前イチョウ(鷹尾)	C	○	○						
42	八歳神社クス(鷹尾)	C	○	○						
43	八歳神社イヌマキ(鷹尾)	C	○	○						
44	玉垂宮エノキ(島)	C	○	○						
45	因福寺エノキ(鷹尾)	C	○	○						
46	因福寺イチョウ(鷹尾)	C	○	○						
47	枅永宅東側ムクノキ(島)	C	○	○						
48	蒲池宅クス(下塩塚)	C	○	○						
49	大津宅エノキ(栄)	C	○	○						
50	皿垣八幡宮エノキ(皿垣)	C	○	○						
51	皿垣八幡宮チシャノキ(皿垣)	C	○	○						
52	皿垣八幡宮クロガネモチ(皿垣)	C	○	○						
53	皿垣八幡宮クロマツ(皿垣)	C	○	○						
54	住吉神社チシャノキ(西在内山)	C	○	○						
55	野田宅メタセコイヤ(中島)	C	○	○						
56	稲妻神社エノキ(二十五丁)	C	○	○						

※ No.3、18、26、28 は滅失(令和4年3月時点)

■景観重要樹木候補位置図

- | | | | |
|--------------------|--------------------|----------------------|---------------------|
| ① 中山の大フジ | ①⑦ 日吉神社境内クス (浜武) | ②⑨ 三嶋神社境内クス (枝光) | ④① 鷹尾神社前イチョウ (鷹尾) |
| ② 鋤先堤防の柳 | ①⑧ 手掘神社境内エノキ (南間) | ③⑩ 天満神社境内クス (南矢加部) | ④② 八歳神社クス (鷹尾) |
| ③ 国道橋横楠 | ①⑨ 天満神社境内クス (久々原) | ③① 天満神社境内クス (起田) | ④③ 八歳神社イヌマキ (鷹尾) |
| ④ 米多比隅 | ②⑩ 天満神社境内モチ (長藤) | ③② 五社神社境内クス、サクラ (散田) | ④④ 玉垂宮エノキ (島) |
| ⑤ 弁天の桜並木 | ②⑪ 若宮神社境内クス (諸藤) | ③③ 三柱神社の鎮守の森 (高畑) | ④⑤ 因福寺エノキ (鷹尾) |
| ⑥ 梅の木街道 | ②⑫ 風浪神社境内クス (セツ家) | ③④ ニツ川沿いのサクラ並木 (藤吉) | ④⑥ 因福寺イチョウ (鷹尾) |
| ⑦ 玉垂宮神社境内クス (上宮永町) | ②⑬ 日吉神社境内エノキ (吉原) | ③⑤ 天満宮境内クス (下久末) | ④⑦ 栢永宅東側ムクノキ (島) |
| ⑧ 三島神社境内クス (西蒲地) | ②⑭ 若宮八幡神社境内クス (中野) | ③⑥ 島田天満宮境内クス (白鳥) | ④⑧ 蒲池宅クス (下塩塚) |
| ⑨ 柳河小学校運動場クス (上町) | ②⑮ 日子山神社境内クス (古賀) | ③⑦ 208号沿いクス (徳益) | ④⑨ 大津宅エノキ (栄) |
| ⑩ 八幡神社境内クス (吉富町) | ②⑯ 天満神社境内マツ (中村) | ③⑧ 玉垂神社クス (徳益) | ⑤⑩ 血垣八幡宮エノキ (血垣) |
| ⑪ 玉垂神社境内クス (中牟田) | ②⑰ 三島神社境内クス (立石) | ③⑨ 大坪建設前クス (南徳益) | ⑤① 血垣八幡宮チシャノキ (血垣) |
| ⑫ 観音堂敷地モチ (立石) | ②⑱ 龍神社境内マツ (野村) | ④⑩ 鷹尾神社前クス (鷹尾) | ⑤② 血垣八幡宮クロガネモチ (血垣) |
| ⑬ 沖端水天宮境内エノキ (沖端) | | | ⑤③ 血垣八幡宮クロマツ (血垣) |
| ⑭ 日吉神社境内マキ (坂本町) | | | ⑤④ 住吉神社チシャノキ (西在內山) |
| ⑮ 手掘神社境内クス (宮上) | | | ⑤⑤ 野田宅メタセコイヤ (中島) |
| ⑯ 日吉神社境内タブノキ (田脇) | | | ⑤⑥ 稲妻神社エノキ (二十五丁) |



(4) 色彩について

景観計画では、色彩を正確かつ客観的に表すために、マンセル表色系を採用しています。マンセル表色系は、日本工業規格（JIS）にも採用され、多くの国々で用いられている、色彩のものさしともいえる尺度で、ひとつの色彩を「色相」「明度」「彩度」という3つの属性の組み合わせによって表現します。これによって、赤や青、黄色などといった色名による表現よりも個人差のない正確な色彩を表現することができます。

■色相（いろあい）

色相は、いろあいを表します。10種の基本色（赤、黄赤、黄、黄緑、緑、青緑、青、青紫、紫、赤紫）の頭文字をとったアルファベット（R、YR、Y、GY、G、BG、B、PB、P、RP）とその度合いを示す0から10までの数字を組み合わせ、10Rや5Yなどのように表記します。

■明度（あかるさ）

あかるさの度合いを0から10までの数値で表します。暗い色ほど数値が小さく、明るい色ほど大きくなり10に近くなります。

■彩度（あざやかさ）

あざやかさの度合いを0から14程度までの数値で表します。色味のない鈍い色ほど数値が小さく、白、黒、灰などの無彩色の彩度は0になります。逆に鮮やかな色彩ほど数値が大きくなり、赤の原色の彩度は14程度です。

■マンセル値（マンセル記号）

マンセル値は、色彩の3つの属性（色相、明度、彩度）を組み合わせ、ひとつの色彩を表記する記号のことです。

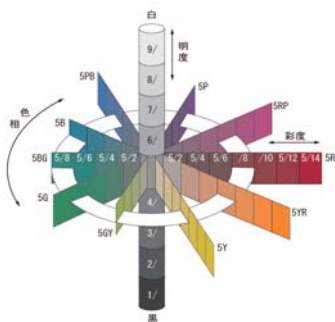


図 マンセル表色系の仕組み

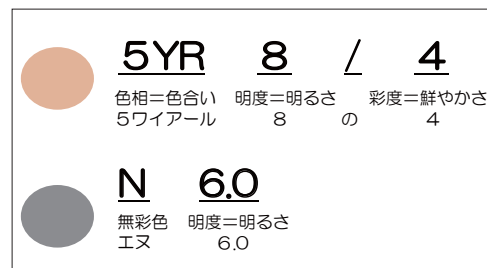


図 マンセル記号による色彩の表し方と読み方

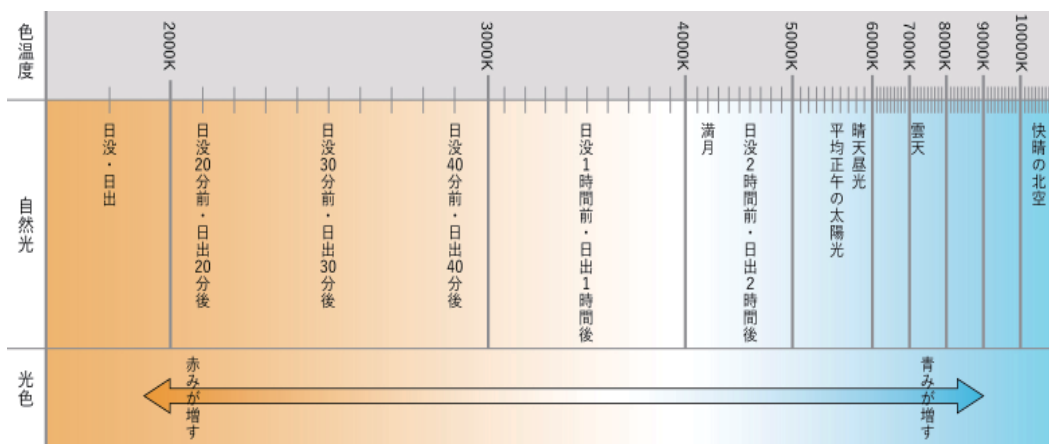
(5) 色温度、演色性、グレアについて

景観計画では、令和2年に「名勝水郷柳河」主要川下りコース沿いにおける夜間景観基本計画」を策定したことをうけ、照明の色味や色の再現性、まぶしさなどを表す「色温度」「演色性」「グレア」についての景観形成基準を定めています。

■色温度

光源固有の色味を表す数値で、色温度が低いほど暖色系の光、色温度が高いほど寒色系の光となります。単位にはK（ケルビン）が用いられます。

人は色温度の高い光（昼の自然光のような光）の下では高揚感や緊張感を感じて活動的になり、色温度の低い光（暖かみのある光）の下では安らぎや高級感をおぼえてリラックスすることが判明しています。



■演色性

光源による色の見え方（再現性）の良し悪しを評価する指標です。単位にはRa（アールエー）が用いられます。基準光で見た色の忠実さをRa 100（満点）として評価します。

■グレア

視野の中に極端に輝度が異なるものや光源が入ると、不快感を覚えたり、見えにくくなったりします。このような不要かつ不快なまぶしさのことをグレアといいます。

(6) 用語解説

あ行

いかり	干拓地に見られる列状集落の両側に生活用水のためにつくられた掘割は、その形状が似ていることから「いかり」と呼ばれている。
-----	---

か行

海退	土地の隆起によって海岸線が後退し海面下の地面が陸上に現れること。有明海沿岸では、弥生時代にこの「海退」のために干潟が急速に陸化したとされている。
----	--

感潮地帯	河川の河口付近で水位や流速に海の潮汐が影響を与える地帯。柳川市はその土地のほとんどが海水と淡水が混じり合う「感潮地帯」となっている。
------	--

景観行政団体	景観法に基づく諸施策を実施する行政団体。地方自治法上の指定都市、中核市の区域にあつてはそれぞれ当該市が、その他の区域にあつては都道府県になるが、その他の市町村も都道府県との協議・同意があれば都道府県に代わって景観行政団体になることができる。景観行政団体は、景観計画の策定・変更と景観計画に基づく行為の規制などの業務を行う。本市においては、平成19年6月1日に景観行政団体に移行した。
--------	---

景観計画	景観法に基づき、景観行政団体が良好な景観の保全・形成を図るために定める計画。景観計画には、①景観計画の区域、②景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針、③良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項、④景観重要建造物・樹木の指定の方針などを定めることとされている。
------	---

景観計画区域	景観法の規定に基づき、景観行政団体が良好な景観の保全・形成を図るため策定した景観計画の計画区域。区域内では景観計画に基づき、良好な景観の保全・形成のため、規制・誘導が行われる。
--------	--

景観法	都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進し、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力のある地域社会の実現を図るため、景観に関する国民共通の基本理念や国、地方公共団体、事業者、住民それぞれの責務を定めるとともに、行為規制や公共施設の特例、支援の仕組みなどを定めた法律として平成16年6月に成立し、公布された法律。全面施行は平成17年6月。
-----	--

国土の保全機能	雨水を一時的に貯え、雨水の急激な流出防止、下流での洪水や周辺での浸水を防止・軽減、地すべり、土砂崩れなどの発生を抑える機能であり、森林や水田などの持つ公益的機能のひとつ。
---------	---

さ行

在町	農村部に成立した商工業集落を指す。江戸時代に柳川藩領内には13の在町があったとされている。
自主条例と景観条例	景観法が整備される以前は、自主条例の制定により景観形成を図ることが一般的な手法であったが、平成16年に景観法が制定され、法を背景とした景観条例に基づく景観行政を推進できる仕組みが整ったことから、景観法以前の条例を自主条例と分けて呼ぶことが多い。
条里制	日本において、古代から中世後期にかけて行われた土地区画（管理）制度である。ある範囲の土地を約109m間隔で直角に交わる平行線（方格線）により正方形に区分するという特徴がある。
水源かん養機能	森林の土壌層に、雨水を浸透、貯水し、水質を浄化したり、河川の流量を平準化したりする機能。国土保全、自然環境の保全、地球温暖化の防止とともに、森林の持つ公益的機能のひとつ。
生物多様性	いろいろな生物が存在している様子。生態系の多様性、種における多様性、遺伝子の多様性など、各々の段階でさまざまな生命が豊かに存在すること。

た行

潮汐流	潮汐は海水面の干満のことをいい、潮汐にともない、表面が下がる場所から上がる場所へ流体が寄せ集められるために起こる流れを潮汐流という。
詰め杭	一般的に木杭を用いて護岸の法止に用いる工法のこと。今回の事例の場合は、排水管等の前面に半円状に木杭を連ねて、目隠しとするものをいう。
特定植物群落	環境省の調査によって「特定植物群落選定基準」に該当する植物群落を指す。二ツ川では指定されている「セキショウモ」が見られる。
土地区画整理事業	都市計画区域内の土地について、公共施設の整備・改善、宅地としての利用増進を図るため、土地区画整理法に基づいて行われる土地の区画・形質の変更、公共施設の新設または変更などに関する事業のことを指す。

な行

海苔ひび

海苔簀（ひび）、海苔粗朶（そだ）ともいう。養殖する海苔を付着させるため、浅い海中に立てる木や竹の枝。柳川市において海苔漁の行われる秋の風物詩となっている。

は行

文化的景観

人間と自然との相互作用によって生み出された景観のこと。
文化財保護法により「地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの」と定義されている。

圃場整備事業

耕地区画の整備、用排水路の整備、土層改良、農道の整備、耕地の集団化を実施することによって労働生産性の向上を図り、農村の環境条件を整備する事業を指す。

ら行

列状集落

干拓事業によって造られた周囲より標高の高い堤防の上を利用して、列状につくられた集落を指す。

(6) 計画策定の経緯等

①策定の経緯

策定の経緯は以下のとおりです。

平成 21 年度

第 1 回柳川市景観計画庁内委員会	平成 21 年 11 月 13 日
第 1 回柳川市景観計画策定委員会	平成 21 年 11 月 18 日
市民アンケート実施、団体ヒアリング、 小中学生からおすすめの風景を募集	平成 21 年 11 ~ 12 月
第 2 回柳川市景観計画庁内委員会	平成 22 年 1 月 19 日
第 2 回柳川市景観計画策定委員会	平成 22 年 1 月 29 日
第 3 回柳川市景観計画策定委員会	平成 22 年 3 月 30 日

平成 22 年度

第 3 回柳川市景観計画庁内委員会	平成 22 年 6 月 15 日
第 4 回柳川市景観計画策定委員会	平成 22 年 7 月 9 日
第 4 回柳川市景観計画庁内委員会	平成 22 年 11 月 22 日
第 5 回柳川市景観計画策定委員会	平成 22 年 11 月 30 日
第 5 回柳川市景観計画庁内委員会	平成 23 年 2 月 22 日
第 6 回柳川市景観計画策定委員会	平成 23 年 2 月 25 日

平成 23 年度

景観啓発冊子「柳川景観のすすめ」を全戸配布	平成 23 年 5 月
景観座談会を開催	平成 23 年 7 月 5 日・12 日
第 6 回柳川市景観計画庁内委員会	平成 23 年 8 月 25 日
第 7 回柳川市景観計画策定委員会	平成 23 年 8 月 31 日
第 7 回柳川市景観計画庁内委員会	平成 23 年 11 月 21 日
第 8 回柳川市景観計画策定委員会	平成 23 年 11 月 29 日
パブリックコメントの実施	平成 24 年 1 月 4 日 ~ 31 日
柳川市都市計画審議会の開催（意見聴取）	平成 24 年 1 月 13 日
住民説明会の開催（市内 6 会場）	平成 24 年 1 月 16,18,19,20,24,25 日
第 8 回柳川市景観計画庁内委員会	平成 24 年 2 月 3 日
第 9 回柳川市景観計画策定委員会	平成 24 年 2 月 8 日
柳川市景観計画策定委員会より答申	平成 24 年 2 月 16 日

②柳川市景観計画策定委員会名簿

策定委員会の名簿は以下のとおりです。

氏名 (前任者)	所属・役職	備考
仲間 浩一	九州工業大学教授	会長
千 相哲	九州産業大学教授	副会長
田上 健一	九州大学准教授	
栗田 泰正 小川 博之 (前任)	福岡県都市計画課課長	
立花 民雄	柳川市観光協会顧問	
中村 國保 小野村 猛 (前任)	柳川市行政区長代表委員協議会会長	
江口 巧 森田 勝彦 (前任) 古賀 輝衛 (前任)	両開地区水利組合副組合長 (組合長)	
石橋 功巨	景観まちづくり座談会	
藤木 春彦	景観まちづくり座談会	
真崎 勝子	柳川市商工会議所女性会会長	
平川 美穂子 平川 勝代 (前任)	柳川市商工会女性部副部長	
古賀 順一	建築士会柳川支部 賛助会員制度委員会副委員長	
難波 正	福岡県広告美術協同組合連合会有明地区 前会計監査	
吉原 伸志	社団法人福岡県宅地建物取引業協会 県南支部柳川地区地区長	
佐々木 創主	柳川市議会議員	
田中 雅美 荒巻 英樹 (前任)	柳川市議会議員	
刈茅 初支	柳川市副市長	
野田 彰 蒲池 康晴 (前任)	柳川市建設部部長	

③改定の経緯

令和2年度

第 10 回柳川市景観計画審議会

令和3年3月16日

令和3年度

第 12 回柳川市都市計画審議会

令和3年6月30日

第 11 回柳川市景観計画審議会

令和3年9月30日

パブリックコメントの実施

令和4年1月5日～1月25日

柳川市景観計画【改定版】

平成 24 年 3 月

令和 4 年 3 月 改定

【発行】

柳川市 建設部 都市計画課

〒 832-8601 福岡県柳川市本町 87 番地 1

tel 0944-77-8552

fax 0944-73-2516

柳川市景観計画【改定版】

柳川市

令和4年3月